

埼玉県の補助金制度

申請受付期間：令和8年5月11日(月)～令和9年2月1日(月)
※予算額に達した場合は、受付終了

補助率

はじめての
副業・兼業人材
活用には

8/10

副業・兼業人材活用
促進事業補助金

&

デジタル人材の
採用にも

補助率

1/2 即戦力人材確保
支援事業補助金



活用をご希望の場合は、
埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点へ相談ください



埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金



補助対象者	埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点に相談の上、拠点の登録人材紹介事業者または拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて、 初めて 副業・兼業人材を活用する中小企業等
補助対象事業	次の条件により、副業・兼業人材を確保した場合 ① 具体的な事業計画に基づき副業・兼業人材を確保すること ② 契約日が令和8年4月1日から令和9年1月31日までであること ③ 契約期間が6か月以内であること ④ 確保した人材が受入企業の役員の3親等以内の親族でないこと ⑤ 人材紹介手数料の支払が令和9年3月10日までに完了すること ⑥ 委託業務が完了し、精算の上、令和9年3月10日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること
補助対象経費	①登録人材紹介事業者に支払う「人材紹介手数料」 ②副業・兼業人材に支払う「報酬」 ※ ①及び②には消費税額及び地方消費税額は含まないものとする
補助率	補助対象経費の 10分の8 （千円未満切り捨て）
補助限度額	50万円 （1社1名）

詳しくは埼玉県HPへ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

埼玉県即戦力人材確保支援事業補助金



補助対象者	埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点に相談の上、拠点の登録人材紹介事業者を通してデジタル人材を採用する中小企業等
補助対象事業	次の条件により、デジタル人材（副業・兼業人材を含む）を採用した場合 ① 具体的な事業計画に基づきデジタル人材を採用すること（1社につき1名） ② 就業開始日が令和8年4月1日から令和9年1月31日までであり、1か月以内に退職又は契約解除していないこと ③ 紹介人材が受入企業の役員の3親等以内の親族でないこと ④ 人材紹介手数料の支払が令和9年3月10日までに完了すること
補助対象経費	登録人材紹介事業者に支払う「人材紹介手数料」 ※ 消費税額及び地方消費税額は含まないものとする
補助率	補助対象経費の 2分の1 （千円未満切り捨て） ただし、過去に本補助金または「埼玉県デジタル人材確保支援事業補助金」の交付を受けたことがある場合は、 補助対象経費の 3分の1 （千円未満切り捨て）
補助限度額	150万円 （1社につき1名） ただし、過去に本補助金または「埼玉県デジタル人材確保支援事業補助金」の交付を受けたことがある場合は、 100万円 （1社につき1名）

詳しくは埼玉県HPへ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/deital-hojo.html>